『日本 EU 学会年報』第27号，pp. 15-28　平成19年

EU 統合の軌跡とベクトル[1)]

田　中　俊　郎

はじめに

2007年３月25日，EU は，ローマ条約調印50周年を迎える。2007年前期議長国の首都ベルリンに構成国首脳が参集し，政治宣言を発出することになっている。ローマや世界中の首都でも記念の式典が行われる。このような華やかな催し物は，沈滞した EU 統合をいかに立て直しすることができるのであろうか。それほど，2005年の２つの事件，フランス国民とオランダ国民による欧州憲法条約の批准拒否は大きな影響を及ぼしている。

そこで，本稿の課題は，EU 統合がこれまでどのような軌跡を描いてきたのか，そして EU 統合は今後どのような方向に向かうのであろうかを解明することである。

1．EU 統合史の時期区分

著者は，『EU の政治[2)]』のなかで，戦後の統合の歴史的発展を，ECSC（欧州石炭鉄鋼共同体）から EU（欧州連合）への統合の歩みとして，５つの時代に時期区分して説明した。EU 統合の歩みは，直線的に発展してきたのではなく，前進，停滞，時には後退という，ジクザグな軌跡を描いてきた。

(1) 1945―49年（冷戦を背景としたヨーロッパの組織化の時代）

そこでは，OEEC（欧州経済協力機構），NATO（北大西洋条約機構），欧州審議会（Council of Europe）など，政府間国際機構によるヨーロッパの協力体制が組織化されたこと，さらに英国が主導的な役割を演じたことが特徴となっていた。

(2) 1950―1958年（超国家的な部門統合の始動と挫折の時代）

ECSC による超国家的な部門統合の始動と EDC（欧州防衛共同体）と EPC（欧州政治共同体）の挫折と統合の失速，メッシーナ会議と『スパーク報告』による統合の再出発が行われ，EEC（欧州経済共同体）と EURATOM（欧州原子力共同体）が誕生した時代であった。さらに，大陸6カ国，いわゆる「小ヨーロッパ」を舞台とする統合であった。

(3) 1958―1969年（ドゴールの時代）

関税同盟の完成と共通農業政策の始動によって，経済共同体は定着していったが，ドゴール仏大統領の影響が色濃く，政治連合の失敗，2度にわたる英国の加盟拒否，空席政策と「ルクセンブルクの妥協」などをもたらし，国家連合的性格が強まった時期であった。

(4) 1970―1985年（沈滞の15年）

この時代は，拡大の実現，EMU（経済通貨同盟）の試行と EMS（欧州通貨制度）による通貨協力，EPC（欧州政治協力）の始動による外交政策の調整，欧州議会の直接選挙導入など，統合の進展もあったが，2度の石油危機によって，構成国が内向きになり，ヨーロッパ・レベルの解決を追求するよりも，国家レベルによる解決策が模索された時代であった。

(5) 1985年―新たなる挑戦（域内市場と拡大）

「欧州動脈硬化症」に象徴される1980年代前半のヨーロッパの停滞を打破するために，1985年に『域内市場白書』が採択され，1986年に「単一欧州議定書」が調印されたが，これらによって新しい時代が画された[3)]。この時代のもっとも重要なメッセージは，競争であり，「新自由主義的ヨーロッパ（Neo-liberal Europe)」が共同体の指導原理となった。非関税障壁を除去して，「国境なきヨーロッパ」による大市場での競争がヨーロッパ経済を再生させ，その勢いでその後の統合を再活性化させて EU が誕生した。さらに，この時代は，冷戦の終焉を背景に，拡大により新規加盟国が倍増し，EU はヨーロッパ大に広がり，第２次世界大戦後のヨーロッパの分断に終止符をうったことが特記される。

２．ひとつの時代の終わり――新しい時代の到来？

しかし，筆者は，1985年から始まった「域内市場と拡大」の時代が終わったとみている。2005年がターニイング・ポイントになった。2005年の EU は，域内市場とヨーロッパ統合における新たなダイナミズムの再生を求め，新規の拡大を許容する，開かれた時代から，みずからの利益の擁護と安定を求める「社会的ヨーロッパ（Social Europe)」に軸足を移し，内向きで，拡大により慎重な時代に入りつつある。EU が量よりも質を求める統合に向かっているともいえる。

確かにその前の年，2004年の EU 統合状況は，バラ色に満ちたものであった。５月１日に新たに10カ国が一挙に EU に加盟し，分断されたヨーロッパの終焉と新しい統一されたヨーロッパを印象づける出来事であった。さらに，10月29日には，EU 構成国の政治指導者たちは，欧州憲法条約とその最終文書に調印し，EU 統合はさらに深化したかにみえた。

しかし，７カ月後の2005年５月29日フランスの有権者は，欧州憲法条約を拒

否した。投票率69.34％で，反対は54.9％を占めた。その結果は，1992年の欧州連合条約（マーストリヒト条約）の時よりも，明確なものであった。さらに３日後の６月１日に行われたオランダでの国民投票は，投票率62.8％で，反対は61.7％であった。反対派にとって，圧倒的で，地滑り的な大勝利であったといえる。[4)]

６月16-17日，ブリュッセルで開催された欧州理事会は，憲法条約に関して「批准過程は継続する。構成国内において熟慮，再考，議論の期間を設定し，本件については，2006年前期の議長国，オーストリーの下で，再検討する」との宣言を発出した。かくして，条約に規定された条約発効目標日の2006年11月１日は実質的に放棄された。欧州理事会は，憲法条約を救済するために「熟慮・再考」の期間を設定することで，「否決のドミノ」をとりあえず阻止したのである。

しかし，同じブリュッセル欧州理事会は，中期予算枠組み（2007-2013年）問題の関連で，1980年代前半と同じように，英国の EU 予算赤字払い戻し問題がふたたび取り上げられ，欧州理事会は紛糾した。議長国ルクセンブルクのジャン＝クロード・ユンカー（Jean-Claude Juncker）首相は「ヨーロッパは危機にあるのではなく，深刻な危機にある」と述べた。

しかし，EU の中期財政枠組みをめぐる衝突は，国家利益の衝突であった。このような衝突は，かつては５年ごと，最近では７年ごとに繰り返し起きてきた。そして将来も起こる出来事である。なぜなら，それは予算の分配をめぐるゼロ・サムの紛糾だからである。しかし，早晩決着をみるもので，深刻なものではなく，事実，2005年12月15-16日のブリュッセル欧州理事会で解決をみた。

しかし，欧州憲法条約批准の問題は単純ではない。欧州憲法条約は，フランスとオランダでの国民投票後２つの「ノー」の後でも，ルクセンブルクは，当初の予定通りに2005年７月10日に国民投票を実地し，90％以上の高投票率で，賛成56.52％，反対43.45％で，憲法条約の批准を承認した。さらにラトヴィア，キプロス，マルタ，ベルギー，エストニアでも議会での投票による批准手続を

完了し，過半数以上の構成国で批准を終えていた。それにもかかわらず，発効の目処は立たず，欧州憲法条約はまさに「死に体」状態が続いている。しかし，現行の条約体制，ニース条約で修正を受けた EU 条約，EC 条約，EAEC 条約の下で，日常業務は平常に行われており，ビジネス・アズ・ユージュアルである。それでも，全体として，ブリュッセルには沈滞ムードが漂っていた。

一年後，2006年６月15-16日のブリュッセル欧州理事会は，市民が期待する具体的な結果をもたらすために既存の条約下で可能な最善を追求するとともに，「熟慮・再考」の期間をもう一年延長し，2007年度前期の議長国（ドイツ）の下で報告書をまとめ，さらに2008年後期の議長国（フランス）の下で取り扱いについて決着をつけることになった。

その後，2006年12月５日に議会が批准したフィンランド，さらに2007年１月１日に EU に加盟したブルガリア（2005年５月11日）とルーマニア（2005年５月17日）は，加盟条約とともに批准を終えており，2007年１月31日現在，27カ国のうち18カ国が欧州憲法条約の批准を完了したことになる。

これら18カ国にポルトガルとアイルランドを加えた20カ国は，2007年１月26日マドリードで会合を開き，未批准国に対して批准を促す一方で，議長国ドイツのメルケル首相は，手詰まりを打開するための改編案を提出すべく水面下で交渉を始めたと報道されている[5)]。しかし，すべては2007年４－５月に予定されているフランスの大統領選挙後の問題となっており，先行きは依然として不透明な状況が続いている。

３．EU が直面する４つのジレンマ

2007年３月25日，EU の首脳たちは，ベルリンで EEC 条約調印50周年を祝い，新しい時代に向かっての政治宣言を採択する予定になっている。しかし，2005年に始まった新しい時代は，決して明るい未来を約束するものではない。EU は，現在４つのジレンマ[6)]に直面しており，それらの挑戦を受けている。第

1に，「新自由主義的ヨーロッパ」か「社会的ヨーロッパ」かのジレンマ，第2に，拡大のジレンマ，第3に，民主主義のジレンマ，第4に，全構成国参加方式か，部分参加方式かのジレンマである。それらをいかに乗り越えるか，EUはその真価が問われている。

(1)「新自由主義的ヨーロッパ」か「社会的ヨーロッパ」か。

なぜフランスとオランダの有権者は憲法条約を拒否したのか。確かに，時の政権に対する批判票も多くあった。しかし，フランスでは，1992年のマーストリヒト条約時のようにヨーロッパかフランスの対立ではなく，「新自由主義的ヨーロッパ」か「社会的ヨーロッパ」の対立であった。「ノン」グループは，EUがかれらの日常生活に影響を及ぼしていることに対する漠然とした不安を感じている人々を集めることに成功した。「ポーランドの配管工」のデマが示していたように，投票者の多数が新加盟国からの賃金の安い労働者に脅威を抱き，かれらを「社会的ダンピング」とみなした。*Flash Eurobarometer,* No. 171[7]は，「ノンの投票者は，その理由として，欧州憲法がフランスの雇用にネガティヴな影響を及ぼすこと（31%），しかも失業についてフランス経済状況はすでに高いこと（26%）」を挙げている（para. 2.3）。

フランスとオランダの否決は，EUの信頼性と新自由主義的な政策運営を大きく傷つけた。フランスの投票者のメッセージは，オランダの場合は割合が下がるが，「開発の遅れたヨーロッパ諸国からの労働者の自由移動を伴う社会的ダンピングは，これ以上いらない」。必要なのは，自分たちの利益を守る，手厚い「社会的ヨーロッパ」であるというものであった。

1980年代半ば，『域内市場白書』と単一欧州議定書は，競争を主導原理としてヨーロッパ経済の再建を目指したが，それを推進したドロール（Jacques Delors）EC委員長は，同時並行的に，「社会的次元（social dimension）」をスローガンに社会対話（social dialogue）を促進し，所得の再分配を目指した。これは，同時期，域内の地域格差是正を目指すECの政策として，単一欧州議定書

に刻印された経済的社会的結束（Economic and Social Cohesion）と同様に，弱肉強食の競争に対する弱者の救済策でもあった。しかし，その後の展開は，中野聡氏によれば，「欧州ソーシアル・ダイアログの特徴でもっとも自明なものは，制度的発達と再分配機能の欠如である[8)]」。新自由主義的ヨーロッパと社会的ヨーロッパは，本来車の両輪であったはずであるが，現実には，新自由主義的ヨーロッパによる競争と拡大が優先されてきた。その反動に直面しているのである。

(2) 拡大のジレンマ

EU は，これまでのように拡大を推進していくべきなのかどうか，ジレンマに直面している。平和，繁栄，安定と民主主義の領域を残りのヨーロッパに拡げていくこと自体は確かに良いことである。しかし，それは既存の構成国にとって，経済的にも，社会的にも，より高くつくことになる。というのも，スイスやノルウェーのような豊かで，民主主義が定着し，社会的に安定している国々は EU と距離を置き，将来の加盟を希望する潜在的な候補国は相対的に貧しく，民主主義の歴史も浅く，社会的にも不安定な国々である。

第 5 次拡大の対象国で，2004年 5 月のビッグ・バン的拡大で見送られたブルガリアとルーマニアは，2005年 4 月25日に加盟条約に調印し，2007年 1 月 1 日に加盟が実現し，第 5 次拡大は完了した。しかし，その実現は，2006年 5 月16日の欧州委員会の報告書の時点でも，もう 1 年延ばされる可能性さえあった。やっと 9 月26日に欧州委員会が報告書を再度提出して，加盟へのゴーサインがだされたのである。

しかし，さらなる拡大は，より微妙で，より慎重な課題となっており，EU の「許容能力（absorption capacity）」が問われている。とくに，トルコと EU は，2005年10月 3 日に「時計を止めて」クロアチアとともに，正式な加盟交渉が開始したが，トルコの加盟は，将来において厳しい結果をみることになるかもしれない。

2005年春の *Standard Eurobarometer*[9] によれば，加盟が圧倒的に支持されているのは，スイス（78%），ノルウェー（78%），アイスランド（70%）で，多数が支持するのはクロアチア（52%，反対34%），ブルガリア（50%，反対36%），ルーマニア（45%，反対41%），ウクライナ（45%，反対41%），マケドニア（43%，反対41%）である。しかし，ボスニア・ヘルツェゴヴィナ（43%，支持42%），セルビア・モンテネグロ（44%，支持40%），アルバニア（50%，支持36%），トルコ（52%，支持35%）については，加盟に反対が多数を占めた。

とくにアルバニアとトルコについては加盟反対が多い。他方，トルコ人自身は，同じ調査では，73%がトルコのEU加盟を支持し，わずか22%が反対であった。

1年後の *Special Eurobarometer*[10] によれば，西バルカンのクロアチア（56%，反対30%）とマケドニア（49%，反対36%）については加盟支持が増加し，加盟反対との差を大きくした。ボスニア・ヘルツェゴヴィナ（48%，反対37%）とセルビア・モンテネグロ（47%，反対33%）については，加盟支持が多数となっている。しかし，アルバニアについては差は縮小したものの，依然として反対が多数を占めている（反対44%，支持41%）。

トルコの加盟については，その差が縮小したものの，反対48%，賛成39%で，加盟反対が依然多数を占めている。[11] EU-15では，反対49%，支持38%となっており，新規加盟国（NMS）では，支持44%，反対40%で，加盟支持が多数を占めている。[12] トルコでは，トルコの加盟について54%が支持で，反対は22%と，依然として加盟賛成が多数を占めているものの，1年前と比べて賛成が19ポイントも下がっているのが大きな変化である。なお，トルコ系キプロス（CY-TCC）では，トルコのEU加盟について67%が支持しており，反対は15%にすぎない。

今後，トルコは，3つ戦線で勝利しないと，EUへの加盟を実現することができない。第1戦線はブリュッセルでのEUとの交渉であり，第2戦線はトルコ国内で，改革を進めるとともに，加盟への国民の支持を失わないことであり，

第３戦線はEU構成国内，とりわけトルコのEU加盟を国民投票にふすことになるフランスなどで，トルコがヨーロッパとして認知されることである。

EUとしても，いつかは「EUのカーテン」を下ろすことを余儀なくされる日がくる。しかし，加盟への展望が，潜在的な加盟候補国にとって，改革を推進し，EUの規範や基準に適合する上で，もっとも重要な動機となっている。もしEUが，異なった文化や異なった宗教をともなった国に，その門戸を開放することができれば，そのスローガンがいう「開かれた共同体」であり，「多様性のなかの統一」を実証することになる。EUとトルコは，2005年10月３日に正式に加盟交渉を開始したが，その加盟実現への道のりは非常に険しい。

(3) 民主主義のジレンマ

ヨーロッパ統合は，少数のエリートによって指導されてきた[13]。市民の声は，直接選挙する欧州議会と国内議会を通じて，EUの政策決定に間接的にしか反映されてこなかった。近年，欧州議会への請願，オンブズマンへの訴えなど，欧州市民権の権利として確立されてきたが，唯一，市民の声が直接反映される政治的機会は国民投票である。最近，ヨーロッパ統合について国民投票が頻繁に使用され，吉武信彦氏の研究によれば，2004年12月の時点で，21カ国（EU構成国17カ国，非加盟国４カ国）で41回の国民投票（２つの住民投票を含む）が行われた[14]。2005年に入ると，欧州連合条約の批准をめぐって，国民投票がさらに４回増えた。

フランスでは，ヨーロッパ統合問題で国民投票が行われたのは３度目であったが，オランダではヨーロッパ統合問題について初めての国民投票であった。オランダ政府が国民投票を行った理由として，「憲法は，もう一つの条約改正ではない。したがって，より多くの市民を巻き込むことが必要である」と説明している。これが第３のジレンマとなっている。市民をより多く政治に直接参加させると，政治指導者たちにとって危険は増す。確かに，国民投票は，特定の争点について市民の声を直接聞くことで，非常に民主主義的な手段である。

しかし，有権者は，必ずしも争点のメリットとディメリットに基づいて合理的に投票するわけではなく，非常に危険な手段でもある。ヨーロッパ問題が，時の政権の信任という国内問題で争われることもある。

一度政治指導者たちが国民投票に依存すると，次の機会にも国民投票なくして前進することができなくなる。フランスでは，今回の国民投票を機会に憲法が改正され，2004年7月1日以降にEUへの加盟交渉開始が決定された国家については，新規加盟の是非を問う国民投票の実施を大統領に義務づけた。[15] この条文が今後も残る限り，トルコのEU加盟は国民投票で問われることになった。トルコにとって最悪のシナリオは，トルコが，10年から15年かけて加盟条件を交渉し，完全加盟までさらに長い過渡期（たとえば10年）を設定する加盟条約の調印にこぎつけたとしても，加盟条約が国民投票にかけられ，フランスで拒否され，トルコはヨーロッパから排除されることである。

(4) 全構成国参加方式か，部分参加方式かのジレンマ

EU統合の理想は，すべての構成国が同じペースで統合を推進することである。しかし，現実には，能力があるのに参加の意思がない構成国があったり，参加の意思があっても能力がない構成国もあり，統合の速度はもっとも熱心でない構成国やもっとも遅い構成国のペースで決定されてきた。その弊害をなくすために，二船団方式（two-tier system），多速度ヨーロッパ（mutli-speed Europe），可変翼方式（variable geometry），適用除外（opt-out）など，さまざまな提案がなされ，現実にも，英国のERM（為替相場メカニズム）への不参加が長い間認められてきた。

欧州連合条約では，英国の社会政策からの適用除外，EMUの第3段階への移行を自動ではなく英国議会への決定権限付与，さらに欧州連合条約批准を拒否したデンマークに対する「エディンバラの合意」による非強制など，適用除外を認めることが続いてきた。

アムステルダム条約で「緊密化協力（closer cooperation）」，ニース条約で

「補強化協力（enhanced cooperation）」，欧州憲法条約にも「構造化協力（structured cooperation）」が挿入されたのも，全構成国の参加を必要条件とせず，統合をより柔軟に推進するための安全弁を用意したのである。まだ，一度も正式に発動されていないが，最後の手段として用意されていることで，無言の参加圧力ともなっている。

さらに，域内市場の成功の秘訣は，第1に，目的と手段について拘束力がある「規則」よりも，目的には拘束されるが手段は構成国の裁量となる「指令」を多用したこと，第2に，域内市場関連の指令についての理事会の決定方式を全会一致ではなく特定多数決に修正したこと，そして第3に，単一のヨーロッパ基準ではなく，構成国の基準を相互承認したことである。[16)]

さらに，1997年11月20-21日のルクセンブルク欧州理事会は，新しい政策決定方式として，「裁量的政策調整方式（Open Method of Coordination：OMC）」を導入することを決定した。これは，全構成国一律ではなく，理事会が決定する大枠である「指針」のなかで，目指す目標も手段も各構成国がみずから設定する方式である。EU から構成国へトップ・ダウンで押しつけるのではなく，構成国からボトム・アップで，EU の決定とするものである。そして，ルクセンブルク欧州理事会は，OMC を具体的に適用する政策として欧州雇用戦略（EES）を採択した。その後，OMC は，EES を吸収した包括的な経済・雇用政策である「リスボン戦略――成長と雇用のためのパートナーシップ」の実現の手段となり，2005年以降は，「修正リスボン戦略」成功の鍵を握っている。

このような一連の流れからみてとることができる傾向は，EU が全構成国参加ではなく，部分参加方式を認めるとともに，EU の役割をさらに限定させ，同時に構成国の裁量と意見をより多く EU の決定に参加させ，反映させようとしていることである。

おわりに

憲法条約の発効には，27カ国すべての構成国の批准が必要である。現在（2007年1月31日）まで，過半数を越える18カ国が批准を完了している。しかし，スウェーデンは，2005年6月のブリュッセル欧州理事会の直後に議会手続きを停止したままである。英国は，国民投票の手続きを，2005年6月のサッミト前に凍結を発表していたが，デンマーク，ポーランド，ポルトガル，チェコ共和国，アイルランドもその仲間に入ったままである。批准を否決したフランスとオランダで，欧州連合条約時のデンマークやニース条約時のアイルランドのように，条文を変更することなく付帯宣言で，2回目の国民投票をしようとする動きはない。このため，欧州憲法条約発効の見通しは，2006年6月のブリュッセル欧州理事会の後でも，非常に暗かった。

しかし，膠着状態を打破するため，2007年前期の議長国ドイツは，フランス大統領選挙後に提出できるように，改編した案（名称の変更を含めて）を用意して水面下で，救済に動きはじめている。

ただ，フランスとオランダの国民投票が示したことは，市民の多数は，エリートが推進してきたEU統合のすすめ方に満足していないということである。とくに，「欧州動脈硬化症」から脱却するために，『域内市場白書』と単一欧州議定書以来推進してきた競争を原理とする新自由主義的な手法と拡大戦略に疑問符をふしたことが重要である。しかも，統合にあまり熱心ではないといわれる英国やデンマークではなく，「原加盟の6カ国（Original Six）」であるフランスとオランダで，市民の反乱が起きたことは示唆的であった。確かに，ひとつの時代が終った。ヨーロッパは，「新自由主義的ヨーロッパ」よりも「社会的ヨーロッパ」，積極的な拡大よりもより慎重な拡大，国民投票，適用除外を含めて，EUから構成国へのトップ・ダウンではなく構成国からEUへのボトム・アップを多用し，全体としてEUよりも構成国へと，EUは軸足を移しつ

つあるのである。

1） 本稿は，2006年11月11日に東京外国語大学において行われた第27回日本 EU 学会年次研究大会，共通論題「欧州統合の課題と行方」における筆者の「基調講演」に加筆訂正を加えたものである。司会の労をおとりいただいた岡村堯教授（上智大学）に厚くお礼申し上げる。ただし，本稿の一部は，“Decision Time for the European Union（邦訳「欧州における趨勢――欧州憲法条約批准否決後の課題」）”として The Second Japan-EU Think Tank Roundtable, November 14-15, European Policy Centre, Brussels で報告したものが下敷きになっている（要約は，国際交流基金・総合研究開発機構編『第２回日－EU シンクタンク円卓会議報告書』国際交流基金，2006年）。

2） 田中俊郎『EU の政治』（岩波書店，1998年）。

3） 田中俊郎「域内市場白書と単一欧州議定書―― EU 統合史の分岐点」，田中俊郎・庄司克宏編『EU 統合の軌跡とベクトル――トランスナショナルな政治社会秩序形成への模索』（慶應義塾大学出版会，2006年）。

4） 欧州憲法条約をめぐるレファレンダムの詳細については，慶應義塾大学 21COE-CCC 国際シンポジウム『多文化世界における市民意識の動態』2005年11月21-22日に提出された，小林正英「フランス国民投票における欧州憲法条約否決」，浅見政江「オランダ国民投票の意義と EU の民主主義」，下斗米美哉「『欧州憲法条約と国民投票』：ルクセンブルクの場合」，さらに田中俊郎「欧州連合条約不成立の背景と展望」『海外事情』第54巻第２号，2006年２月，渡邊啓貴「仏国民はなぜ欧州憲法を拒否したのか」，同『海外事情』などを参照されたい。

5） 例えば，『日本経済新聞』2007年１月24日，『朝日新聞』１月25日，『日本経済新聞』１月27日。

6） EU のジレンマについては，Giandomenico Majone, *Dilemmas of European Integration : The Ambiguities & Pitfalls of Integrations by Stealth*（Oxford, Oxford University Press, 2005）からヒントを得た。

7） *Flash Eurobarometer,* No. 171, The European Constitution : Post-referendum survey in France, Fieldwork : 30 & 31 May, 2005.

8） 中野聡「EU 社会政策と欧州統合――欧州ソーシアル・ダイアログと西欧のコーポラティズム」慶應 EU 研究会配布資料，2006年10月28日，14頁。

9） *Standard Eurobarometer,* No. 63（Fieldwork : May-June 2005, First Results, Publication : July 2005）.

10） *Special Eurobarometer,* No. 255（Fieldwork : March-May 2006, Publication : July 2006）.

11） *Ibid.,* p. 67.

12） 国別にみると15カ国で加盟反対が多数で，反対が多い順に，オーストリー（81%，支持13%），ルクセンブルク（69%，支持24%），ドイツ（69%，支持27%），キプロス（68%，支持26%），ギリシア（67%，支持33%）で，チェコ（61%，支持32%），ベルギー（55%，支持

43%），スロヴァキア（55%，支持33%），フィンランド（55%，支持42%）となっており，注目されるフランスでは，反対54%，支持39%と反対が多数を占めている。さらに，イタリア（49%，支持36%），エストニア（49%，支持35%），ラトヴィア（47%，支持35%），ハンガリー（46%，支持44%），リトアニア（42%，支持33%）でも，加盟反対が多数となっている。他方，加盟支持が多数を占めているのは10カ国で，国別ではスウェーデン（60%，反対33%），オランダ（55%，反対42%），スロヴェニア（53%，反対41%），ポーランド（51%，反対31%），デンマーク（50%，反対44%），スペイン（47%，反対23%），英国（42%，反対39%），アイルランド（40%，反対32%），ポルトガル（37%，反対30%），マルタ（35%，反対31%）の順となっている。

13） 田中俊郎「欧州統合におけるエリートと市民」，田中俊郎・庄司克宏編『EU と市民』（慶應義塾大学出版会，2005年）所収を参照されたい。

14） 吉武信彦『国民投票と欧州統合――デンマーク・EU 関係史』（勁草書房，2005年）36頁。

15） 渡邊啓貴，前掲論文『海外事情』第54巻2号，2006年2月，19頁。

16） 庄司克宏「EU 域内市場政策――相互承認と規制権限の配分」，田中俊郎・庄司克宏編前掲『EU 統合の軌跡とベクトル』所収を参照されたい。

追記：2007年3月25日，EU の指導者たちはベルリンに参集し，ローマ条約調印50年を祝い，「ベルリン宣言」を発出した。わずか2ページの短い宣言であったが，50年の成果を高らかに謳った後，最後に「ヨーロッパ統一によって，幾世代もが見続けてきた夢が現実のものとなった。将来の諸世代に永くこれをわれわれが守っていかなければならないことを，われわれの歴史が教えてくれている。その理由ゆえに，われわれは時代に合せてヨーロッパの政治形態を常に更新していかなければならない。そのためにローマ条約調印から50年の今日，2009年の欧州議会選挙前に，EU を新たな共通の基礎の上に置くというわれわれの目的についてわれわれは一致しているのである」と結んだ。「死に体」状態が続いている欧州憲法条約を救出するために，憲法という名称を含めて再考した新しい基本枠組みを2009年6月に予定されている欧州議会選挙までに発効を目指すことになったのである。今後，4月22日，5月6日に行われるフランスの大統領選挙を経て，6月21-22日に予定されている欧州理事会にどのような案を議長国ドイツが提出するかが，注目される。（2007年4月15日記）

Historical Developments and Vectors of European Integration

TANAKA Toshiro

The year 2005 may be record in future as the European Union had turned a corner from the age of the Internal Market and the revival of new dynamism in European integration to the age of inward-looking and "enhanced cooperation".

The previous year, 2004 was full of rosy pictures on the developments of the EU. On May 1, ten states joined the EU and on October 29, the Treaty and the Final Act establishing a Constitution for Europe was signed in Rome.

But, seven months later, the French and the Dutch voters rejected the European Constitutional Treaty. These events show that there are four dilemmas which the EU is now facing. The first is the dilemma between "neo-liberal Europe" and "social Europe". The most important message of the "White Paper on Internal Market" of 1985 and "Single European Act" of 1986 was competition. However, the message of French voters and lesser extent in the case of Dutch voters was "no more social dumping with free movement of workers from less developed European countries" and more "social Europe".

The second is the dilemma of enlargement. To enlarge the area of peace, prosperity, stability and democracy to the rest of Europe will surely be good thing, but it will cost more for the existing members because rich countries like Switzerland and Norway stay away from the EU and possible candidates are relatively poorer. Bulgaria and Romania

became member on January 1, 2007 to end the Fifth enlargement. But, further enlargement will be more delicate and more cautious issue especially for Turkey. With the rise of argument on the EU's absorption capacity, the EU may become less eager for enlargement in future.

The Third is the dilemma of democracy. The more direct democracy for citizens, the more risk for the political leaders. Referendum is very democratic mean to hear voice of the citizens on the certain issue directly. But, at the same time, referendum is very risky mean, because the voters do not necessarily vote on the pros and cons of the specific issue. Once politicians rely on referendum, they cannot go forward without another referendum. France has to go to referendum on any European issue in future, including Turkey' entry to the EU.

The fourth dilemma is unanimity or "enhanced cooperation". There are some member states which want to deepen integration further but there are member states which do not want. The inclusions of "closer cooperation", "enhanced cooperation" and "structured cooperation" seem to strengthen the deepening of integration but there are also tendency to strengthen national power by the mutual recognition of standards and use of Open Method of Coordination (OMC).